

泉大津国際交流協会会則

(名称)

第1条 この協会は、泉大津国際交流協会（以下「協会」という。）と称します。

(目的)

第2条 協会は、国際交流を通じて国際社会に対する意識や相互の理解を高め、国際社会に対応しうる人づくり及び地域づくりに貢献することを目的とします。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため次のことを実施します。

- (1) 国際交流を目的とする事業の計画及び開催
- (2) 国際交流に関する情報の収集及び提供
- (3) 国際交流に関する意識の啓発及び普及
- (4) 国際交流に関する調査研究
- (5) 国際交流活動への支援及び協力
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協会の会員は、協会の目的に賛同する人で構成します。

- 2 協会の会員は、個人会員、団体会員及び法人会員で構成します。
- 3 協会に入会するときは、入会申込書を提出し会費を納入しなければなりません。
- 4 協会を退会するときは、会員自身が退会の意思を届けなければなりません。ただし、会費の未納が1年以上に及んだときは、自動的に退会となります。また、会の名誉を著しく傷つけ、社会の公序良俗に反する行為を行った場合等で、理事会の議決を経た場合も退会となります。

(役員)

第5条 協会に、次の役員をおきます。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事 25名以内
 - (4) 会計 1名
 - (5) 監事 2名
- 2 前項の役員のほか、会長が委嘱し、協会に顧問を置くことができます。
 - 3 役員は、理事会が推薦し、総会において選出されます。
 - 4 役員の任期は2年とします。ただし、再任をさまたげません。
 - 5 役員が任期中に辞任したとき、後任の役員の任期は、前任者の残任期間とします。
 - 6 役員がその職務を辞任しようとする場合は、理事会の承認を得なければなりません。
 - 7 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、そ

の職務を行わなければなりません。

- 8 役員が、会則に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、理事会の議決により解任することができます。

(役員職務)

第6条 会長は、協会を代表して会務を総理し、総会及び理事会の議長を務めます。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理します。
- 3 理事は、会長の諮問に応じ会務を審議します。
- 4 会計は、協会の会計を総括します。
- 5 監事は協会の会計及び会務を監査し、総会で報告します。
- 6 顧問は、協会の事業方針及び運営について、会長に助言します。

(会議及び会議の構成者)

第7条 協会の会議は、総会、理事会及び部会とします。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数によって決定します。可否同数の場合は、議長が決定します。
- 3 各会議の構成者は、次のとおりとします。
 - (1) 総会は、全会員により構成されます。
 - (2) 理事会は、会長、副会長、会計、理事、正副部会長及び、監事により構成されます。
 - (3) 部会は、それぞれの部会に所属する者によって構成されます。

(総会)

第8条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は年1回、臨時総会は必要に応じ会長が召集します。

- 2 総会に付議する事項は、次のとおりとします。
 - (1) 第5条(1)から(5)の役員を選任
 - (2) 予算の決定及び決算の承認
 - (3) 事業計画の決定及び事業報告の承認
 - (4) 会則の変更
 - (5) その他理事会で必要と認められた事項

(理事会)

第9条 理事会は、会長が必要に応じて召集し、総会に付議すべき事項及びその他重要な会務を審議し、決定します。

- 2 理事会は、部会の設置及び廃止を決定します。

(部会)

第10条 理事会から付託された事業を企画立案及び実施するため、部会を設置することができます。

- 2 会員は、いずれの部会にも加入することができます。
- 3 部会には、正副部会長各1名を置きます。

4 部会の運営は、別に定めます。

(会長の決裁及び専決処分)

第11条 総会において決定された予算及び事業計画の執行については、会長が決裁します。

2 緊急の案件について、総会又は理事会を開くことができない場合は、会長がこれを専決することができます。

3 前項の規定により専決処分したときは、会長は、次の総会又は理事会に報告し、その承認を得なければなりません。

(書面表決)

第12条 会長は、総会又は理事会を開くことができない場合は、書面をもって表決を求めることができます。

(経費)

第13条 協会の運営に必要な経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって賄います。

(会費)

第14条 会員は、次の会費(年額1口以上)を納入しなければなりません。なお退会による会費の返還は行いません。

(1) 個人会員 1口 1,000円

(2) 団体会員 1口 10,000円

(3) 法人会員(無記名2名) 1口 10,000円

(会計年度)

第15条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

(事務局)

第16条 協会の事務を処理するため、当分の間、事務局を泉大津市役所内に置きます。

(委任)

第17条 会則に定めるものを除くほか、協会の運営について必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定めます。

附 則

この会則は、平成19年10月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年7月30日から施行する。